

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年五月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年五月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高

巖

さいたま栗橋線	路線名
久喜市高柳字古川一四七六番一地先から同市高柳字古川一四七八番一地先まで	供用開始の区間
平成二十九年五月十六日	供用開始の期日
平成二十九年五月十六日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五〇・六四メートル	備考